

委員からの追加要望資料

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	令和3年度 応募・申請数(件) ※一部暫定値	令和3年度 実績(件) ※一部暫定値	令和3年度 執行額(億円) ※一部暫定値
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	18,854	10,185	754.1
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	79,419	44,757	331.1
サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	52,026	30,825	448.6
中小企業等事業再構築促進事業	83,011	35,183	21.5
業務改善助成金	5,047	3,859	28.9
働き方改革推進支援助成金	7,652	6,614	57.2
キャリアアップ助成金	77,341	76,992	612.5
人材開発支援助成金 ※ 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コース	33,127	31,136	191.0
人材確保等支援助成金 ※ 人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース、テレワークコース	844	2,409	12.2
※テレワークコースは、令和3年4月～令和4年2月時点			

業務改善助成金の執行状況

(単位: 億円)

	当初予算額 ①	前年度からの 繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への 繰越額 ④	予算現額 ⑤=①+②+ ③-④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥/⑤
令和3年度	9.4 (11.9)	13.7 (13.7)	129.8 (135.1)	120.7 (125.7)	32.2 (35.0)	28.9	89.8
令和2年度	7.8 (10.9)	12.9 (12.9)	13.8 (13.8)	13.7 (13.7)	20.8 (23.8)	6.6	31.8

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを記載。
 ※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。
 () 内の数値は、事業費を含めた金額。

業務改善助成金の都道府県別実績

	令和2年度	令和3年度
北海道	18	120
青森	11	37
岩手	11	68
宮城	10	45
秋田	5	37
山形	16	65
福島	9	53
茨城	11	90
栃木	10	46
群馬	7	56
埼玉	15	75
千葉	17	115
東京	30	219
神奈川	27	171
新潟	6	55
富山	3	61
石川	18	54
福井	6	80
山梨	4	17
長野	10	102
岐阜	4	55
静岡	17	164
愛知	32	197
三重	11	58

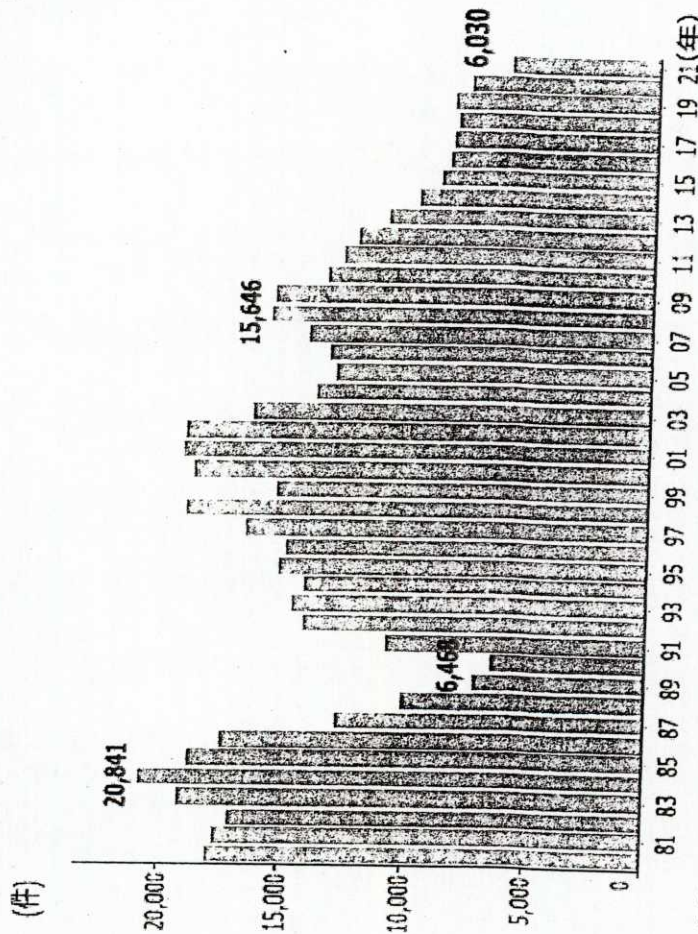
(件)

	令和2年度	令和3年度
滋賀	14	95
京都	16	60
大阪	21	238
兵庫	22	108
奈良	8	49
和歌山	5	59
鳥取	10	52
島根	13	35
岡山	26	93
広島	20	137
山口	7	72
徳島	2	54
香川	7	72
愛媛	9	65
高知	10	14
福岡	36	195
佐賀	17	38
長崎	11	44
熊本	22	93
大分	9	125
宮崎	16	43
鹿児島	9	25
沖縄	8	53
全国計	626	3,859

倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移

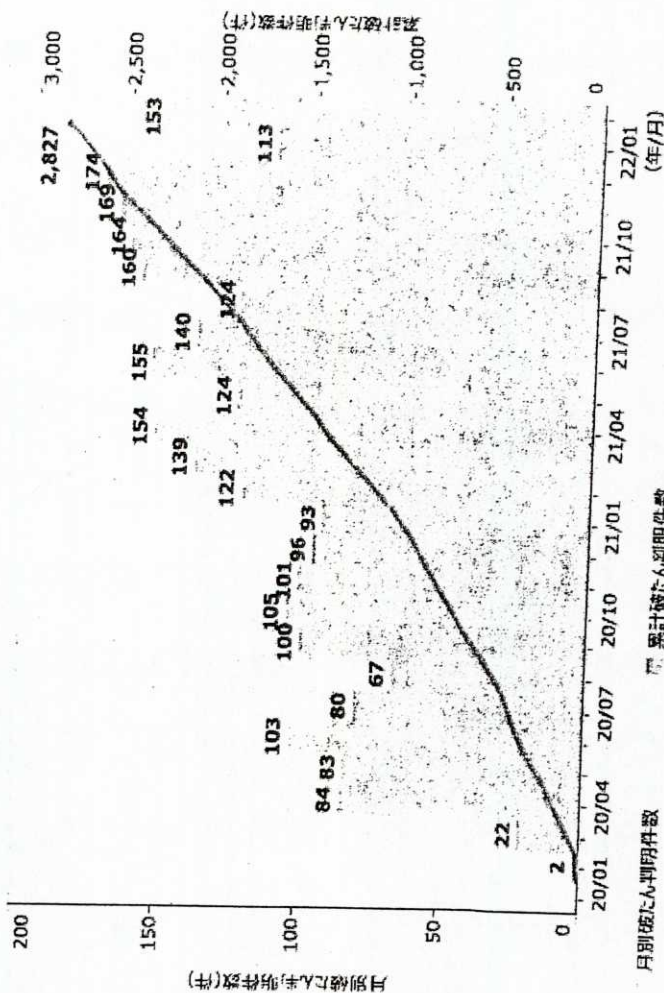
- 我が国の倒産件数は、2009年以降は減少傾向で推移。2021年は資金繰り支援策などの効果もあり、6,030件と57年ぶりの低水準となった。
- 一方で、新型コロナウイルス関連破たんの件数は、昨年9月から4ヶ月連続で月別件数として過去最多を更新するなど、月別件数は増加傾向にある。

図1 倒産件数の推移



資料：(株) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

図2 新型コロナウイルス関連破たんの月別判明件数



資料：東京商工リサーチ「『新型コロナウイルス』関連破たん状況」(2022年2月28日)

- (注) 1. 負債1,000万円以上の法的整理、私的整理を対象に集計されたもの (準備中を含む)
 2. (株) 東京商工リサーチの取材で経営破たんが判明した日を基準に集計されたもの。
 3. 新型コロナウイルス関連破たんとは、(株) 東京商工リサーチの取材で担当弁護士や当事者から新型コロナウイルスが要因であると言質が取れた経営破たん。

原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

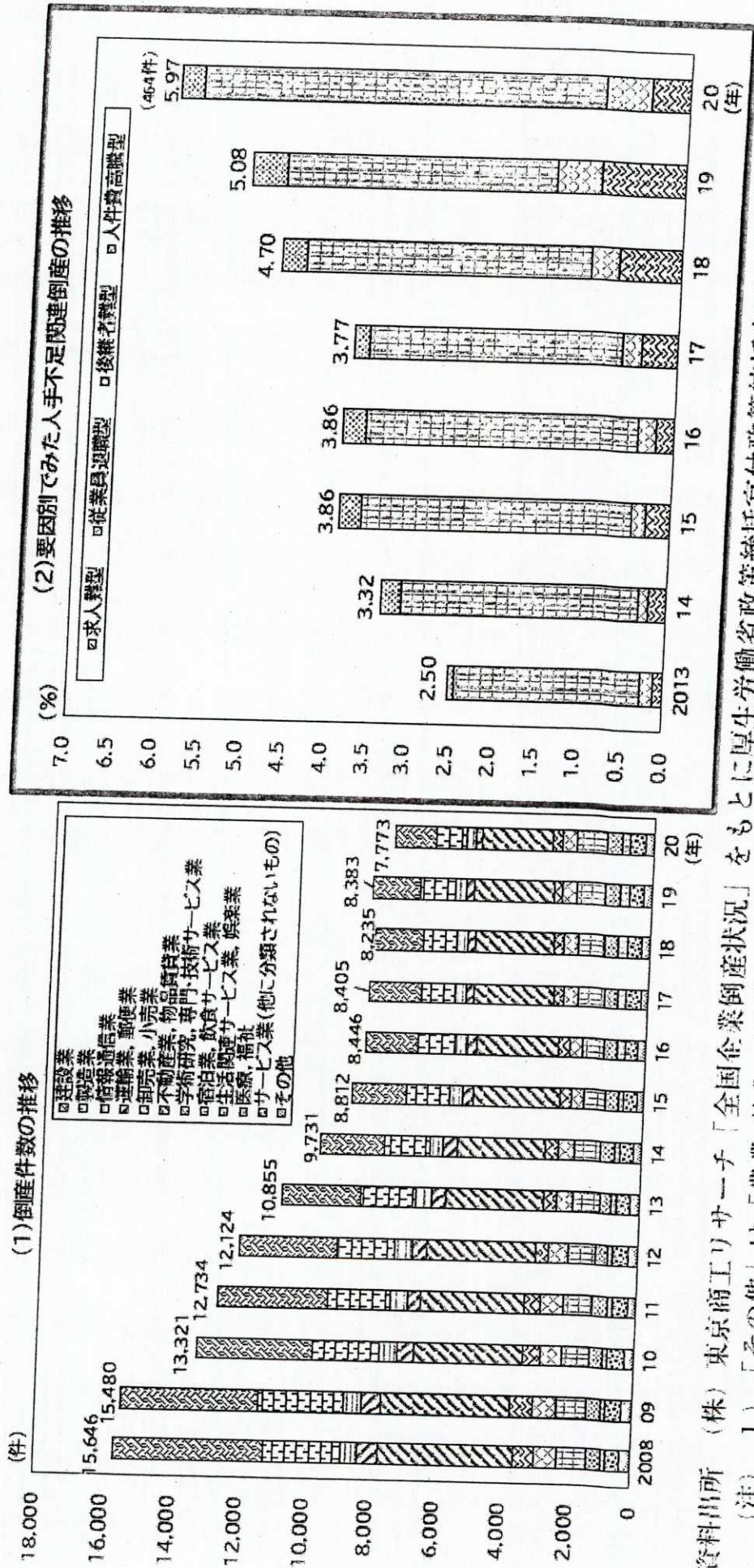
	合 計	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	しわ寄せ 既往の	信用性の 低下	販売不振	回収 掛金難	在庫状態 悪化	設備投資 過大	その他
平成27年	8,812	376	397	553	1,136	49	5,959	54	8	61	219
令和28年	8,446	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
令和29年	8,405	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
令和30年	8,235	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
令和元年	8,383	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
令和2年	7,773	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
令和3年	6,030	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」 (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.htm>) 令和4年6月30日取得)

- (注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。
 2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。
 3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

要因別でみた人手不足関連倒産の推移

○ 人手不足関連倒産が倒産件数全体に占める割合は2020年時点で5.97%となっており、要因別にみると、「求人難型」「従業員退職型」「人件費高騰型」に比べ、「後継者難型」の倒産の割合が多くなっている。



休廃業・解散件数と休廃業・解散企業の代表者年齢

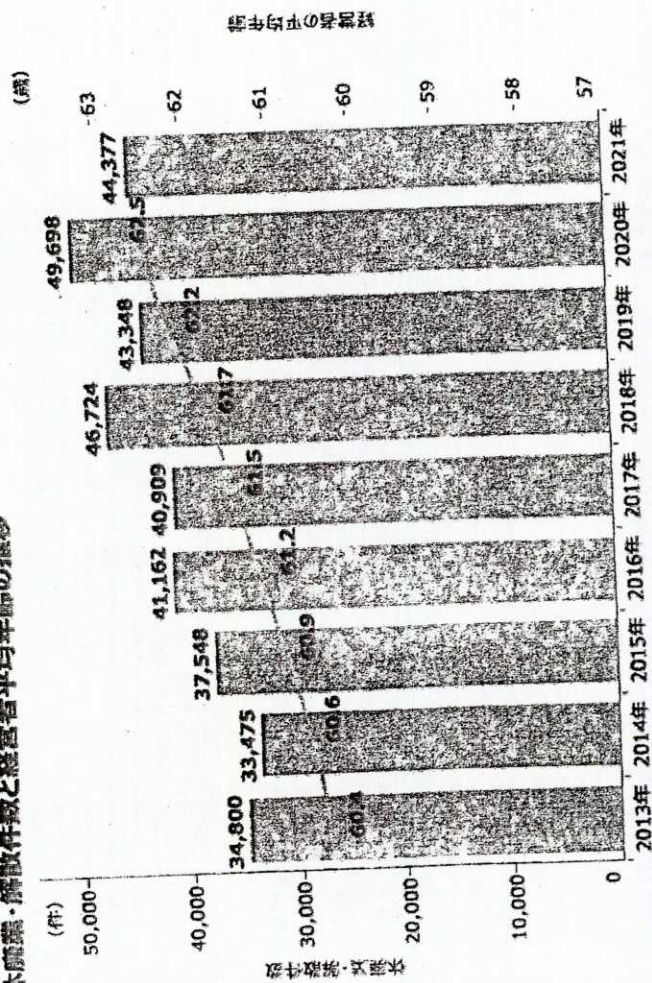
2022年版 中小企業白書（抜粋） 第1部 令和3年度（2021年度）の中小企業の動向

第1-1-79図は、休廃業・解散件数と我が国企業の経営者平均年齢の推移について見たものである。2021年の休廃業・解散件数は、4万4377件であり、2020年、2018年に次ぐ高水準である。また、経営者の平均年齢は上昇傾向にあり、休廃業・解散件数の増加の背景には経営者の高齢化が一因にあると考えられ、引き続き、こうした状況への対応は喫緊の課題である。

第1-1-80図は、休廃業・解散企業の代表者年齢について見たものである。2021年は、70代の割合が最も高く、42.7%となっている。また、70代以上が全体に占める割合は年々高まっており、2021年は6割超となっている。

<第1-1-79図>

休廃業・解散件数と経営者平均年齢の推移



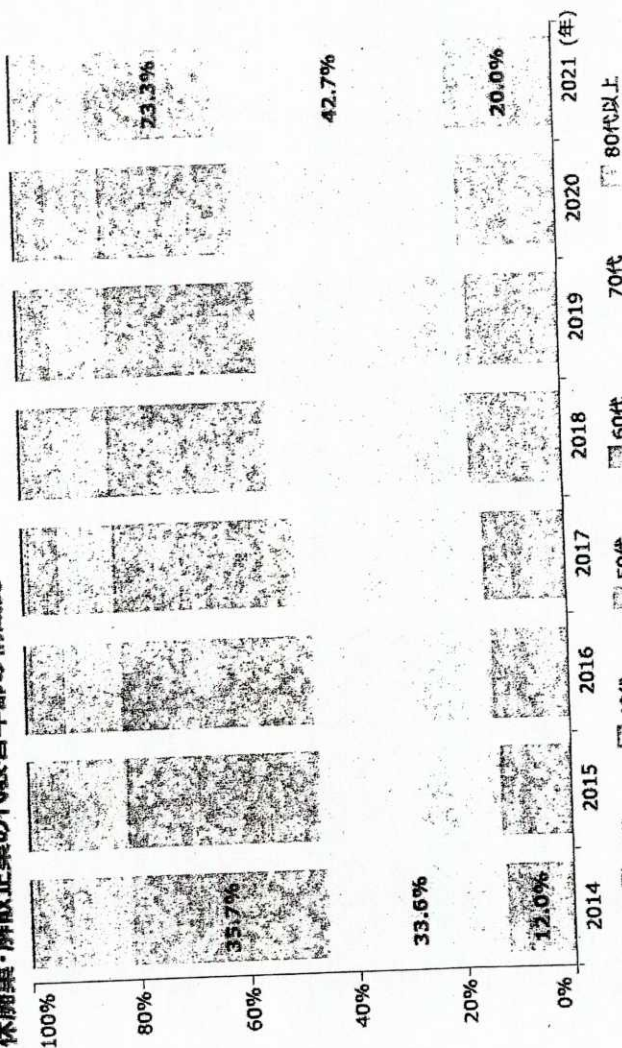
休廃業・解散件数

経営者の平均年齢

資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」、「全国社長の年齢調査」
（注）経営者の平均年齢は2020年までを集計している。

<第1-1-80図>

休廃業・解散企業の代表者年齢の構成比



資料：（株）東京商工リサーチ「2021年「休廃業・解散企業」動向調査」

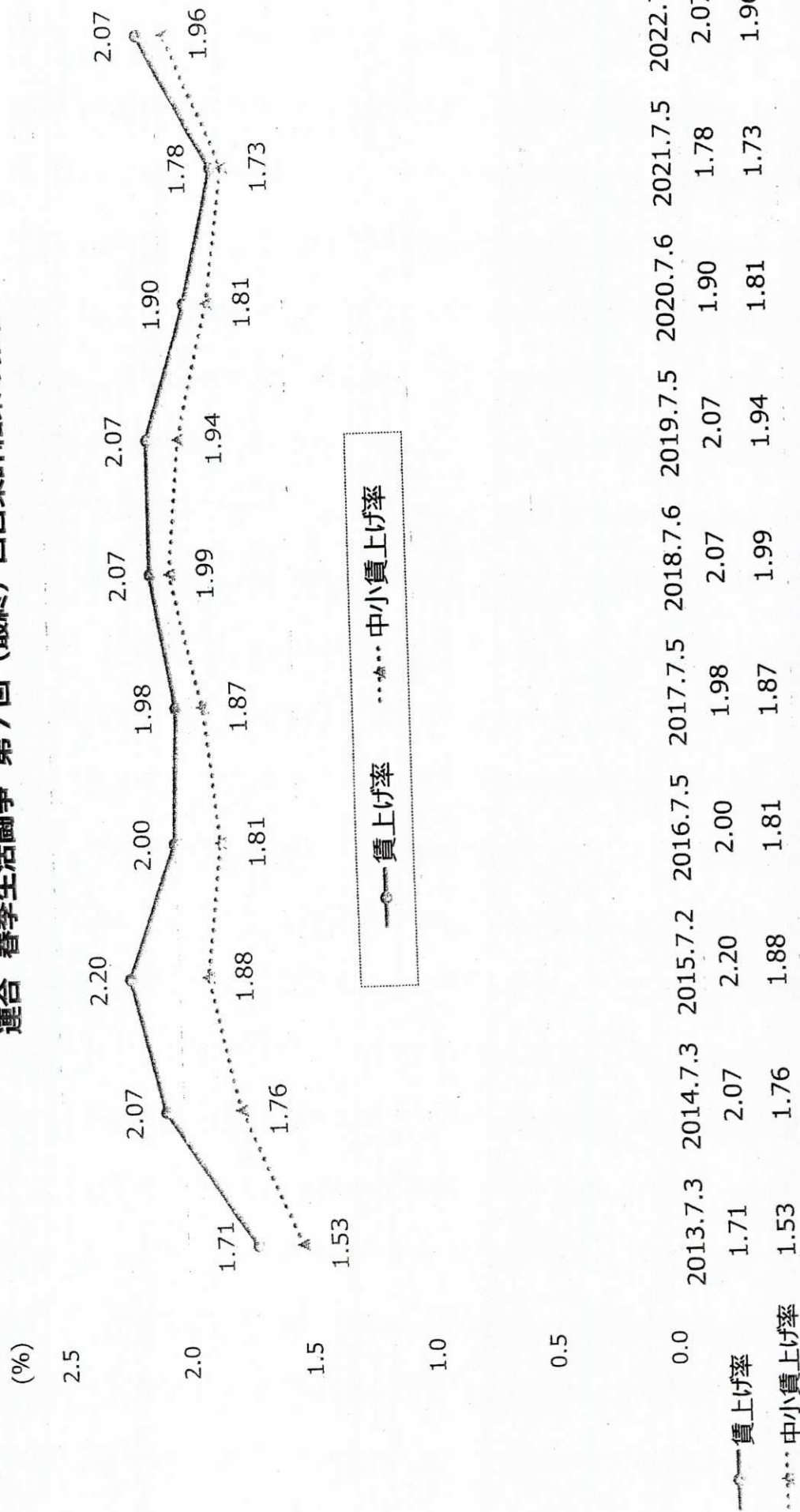
足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)

(新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 2022年の連合 春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果(2022年7月5日公表)では、賃上げ率は2.07%(中小賃上げ率は1.96%)となっている。

連合 春季生活闘争 第7回(最終) 回答集計結果の推移



(資料出所) 連合「2022春季生活闘争第7回(最終) 回答集計結果」(2022年7月5日) をもとに厚生労働省労働基準局において作成。
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善傾向が続いている。
- Aランクでは他のランクに比べて回復が遅れているが、足下では改善の動きがみられる。

(倍)

2.00

1.80

1.60

1.40

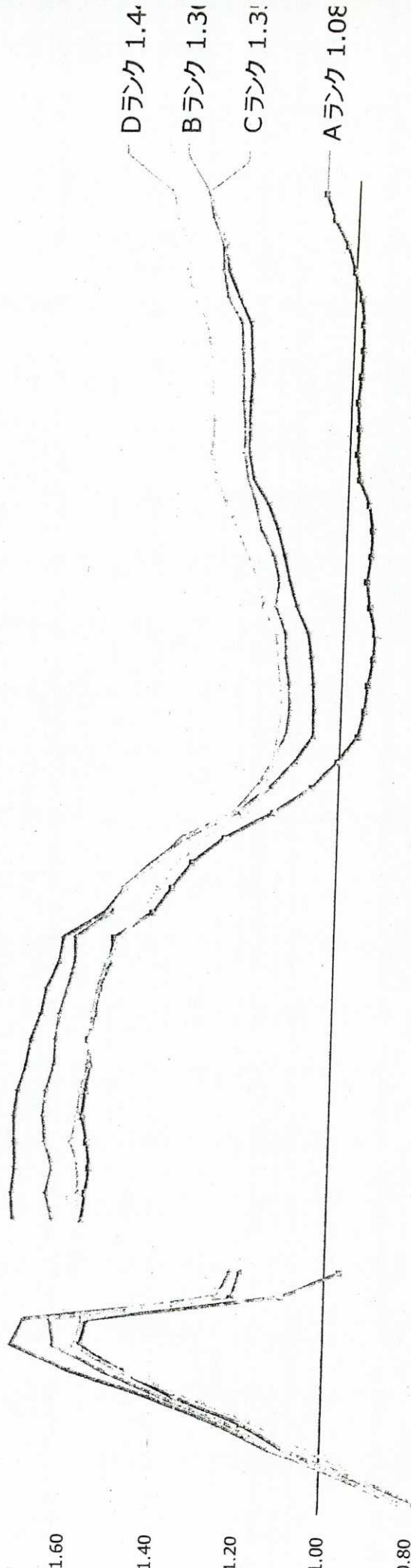
1.20

1.00

0.80

ランク別有効求人倍率の推移

—— Aランク —— Bランク —— Cランク Dランク



0.60

20 20 20 20 20 20 20 20 20
12 13 14 15 16 17 18 19 20 21
年 年 年 年 年 年 年 年 年 年

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

2019年

2020年

2021年

2022年

1 2 3 4 5
月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、足下では、最も改善が遅れているAランクでも2020年1月の水準を概ね回復している。

ランク別新規求人数の水準の推移

(2020年1月=100)

120.0

110.0

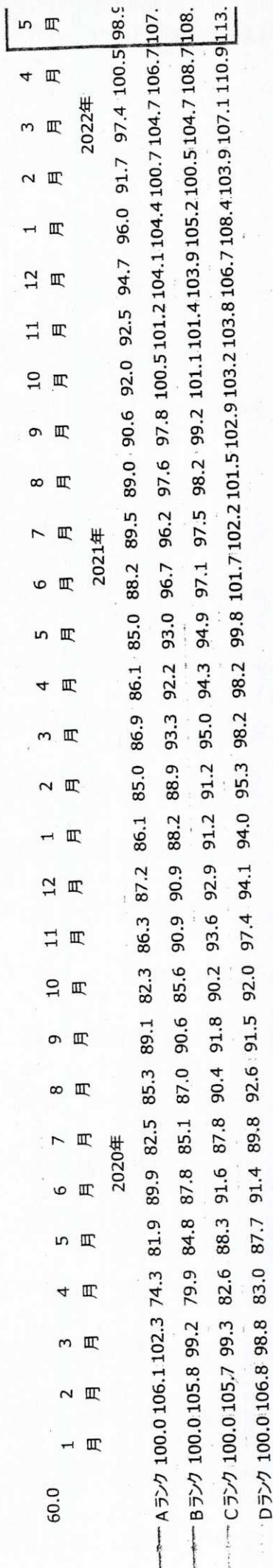
100.0

90.0

80.0

70.0

— Aランク — Bランク - - - Cランク Dランク



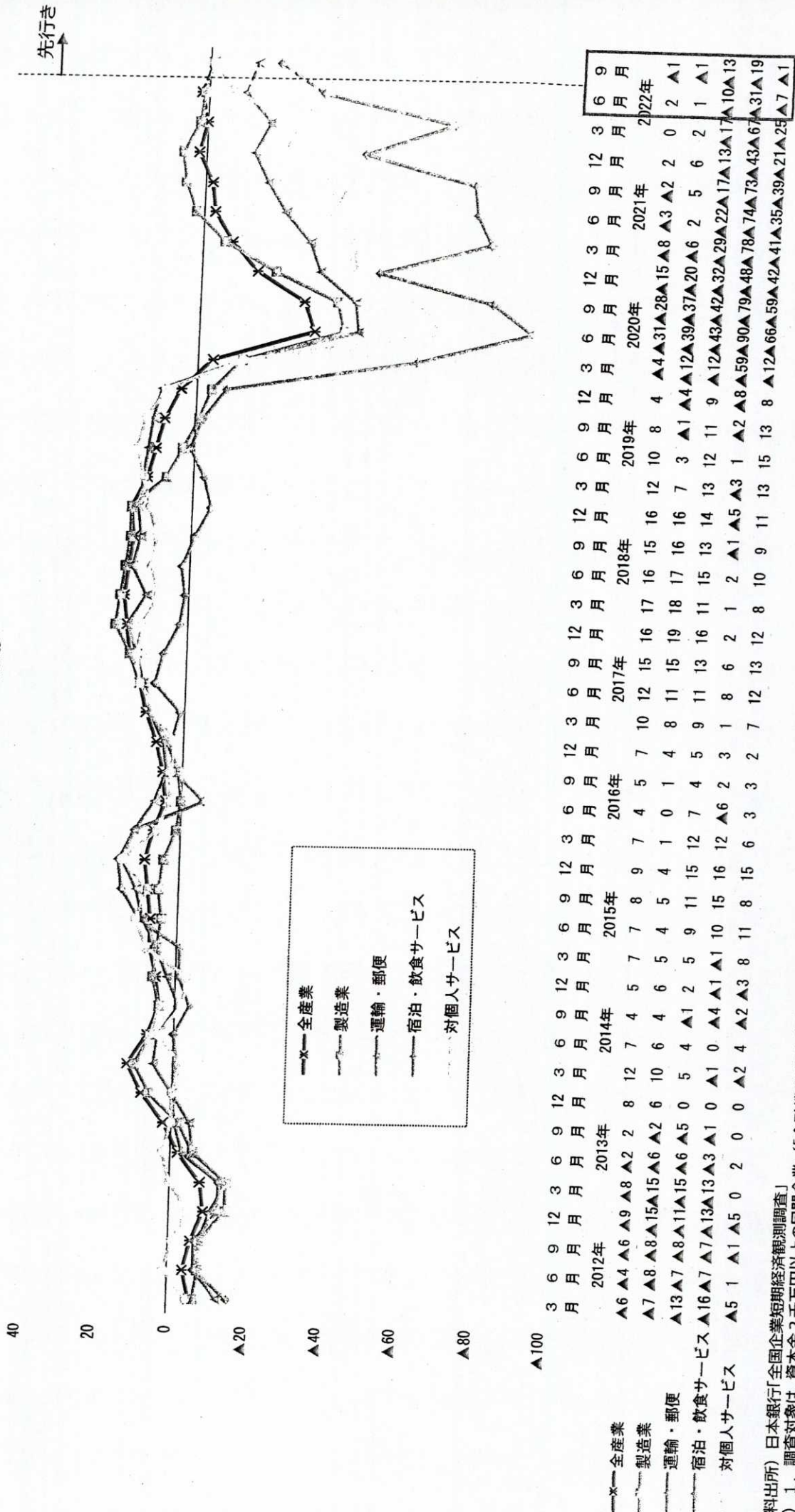
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. データは、各月の新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

(%ポイント：「良い」-「悪い」)

主な産業の業況判断DIの推移



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルティング業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2022年9月の数値は、2022年6月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」その他の生活関連サービス業「娯楽業」「専修学校」「学習塾」「教養・技能教習塾」を除く。

主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和4年）

連合	第7回(最終)回答集計結果(令和4年7月5日)			
	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式(組合数による単純平均)	
	35歳		30歳	
1,000人以上	304組合 1,480,050人 6,637円(6,051円) 2.18%(2.02%)	30組合 99,310人 2,308円(2,518円) 0.67%(0.74%)	29組合 121,026人 1,147円(356円) 0.40%(0.13%)	
300～999人	533組合 291,462人 6,093円(5,522円) 2.25%(2.06%)	53組合 30,249人 3,002円(1,618円) 1.02%(0.56%)	42組合 22,626人 1,666円(917円) 0.67%(0.37%)	
100～299人	740組合 135,270人 5,842円(5,291円) 2.27%(2.05%)	68組合 12,271人 1,861円(844円) 0.70%(0.32%)	69組合 12,112人 1,719円(558円) 0.71%(0.24%)	
～99人	636組合 32,128人 5,461円(4,885円) 2.24%(2.01%)	86組合 4,122人 1,633円(855円) 0.64%(0.35%)	94組合 4,479人 1,464円(755円) 0.62%(0.33%)	
規模計	2,213組合 1,938,910人 6,474円(5,831円) 2.20%(2.03%)	237組合 145,952人 2,090円(1,197円) 0.75%(0.44%)	234組合 160,243人 1,536円(679円) 0.62%(0.28%)	

(注)1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回(最終)集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

時給	第7回(最終)回答集計結果(令和4年7月5日)			
	単純平均		加重平均	
	賃上げ額		賃上げ額	
337組合 754,004人	21.37円(16.38円)		23.43円(19.91円)	
平均時給	1,057.31円(1,023.96円)		1,047.00円(1,038.77円)	
月給	3,728円(3,480円)		3,997円(3,667円)	
賃上げ率	1.75%(1.64%)		1.85%(1.72%)	

(注)1 ()内の数値は、令和3年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和4年5月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要21業種 大手252社	89社 7,430円(6,040円) 2.27%(1.82%)

(注)1 原則として、従業員数500人以上の

企業を対象。

2 158社(62.7%)の回答を把握したが、

このうち77社は平均金額不明等のため、

集計より除外。

3 ()内の数値は、令和3年5月28日付

第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和4年6月10日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	249社 5,219円(4,444円) 1.97%(1.72%)

(注)1 従業員数500人未満の企業を対象。

2 252社(33.4%)から回答を把握したが、

このうち3社は平均金額不明等のため、

集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()内の数値は、令和3年6月11日付

第1回集計結果。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

第7回(最終) 回答集計結果(令和4年7月5日)

一時金		2022年回答		(参考) 昨年対比	2021年回答	
夏 季	回答月数	集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
		2,509組合	2.33ヶ月 1,820,757人	0.15ヶ月	2,435組合	2.18ヶ月 1,406,199人
年 間	回答額	1,862組合	708,319円 1,030,274人	48,070円		660,249円
		2,018組合	4.87ヶ月 1,827,428人	0.25ヶ月	1,814組合	1,078,620人
	回答額	1,237組合	1,560,045円 1,080,221人	39,921円	1,933組合	1,781,130人
					1,136組合	1,520,124円 1,183,121人

注 1 △はマイナスを表す。以下同じ。

2 数値は組合員一人当たりの加重平均。

3 2021年回答の数値は令和3年7月5日付第7回(最終)集計結果。

経団連第1回集計(令和4年6月21日)

総 平 均	2022年夏季			2021年夏季		
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率
製造業平均	105社	929,259円	13.81%	104社	841,150円	△ 7.28%
非製造業平均	93社	930,475円	15.11%	99社	842,115円	△ 6.52%
	12社	922,512円	6.99%	5社	832,485円	△ 13.46%

注 1 調査対象は原則として従業員500人以上、主要21業種大手253社。

2 20業種164社(64.8%)の妥結を把握しているが、うち59社は平均額不明などのため集計より除外。

3 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

4 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したもの(同対象比較)。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和元年			令和2年			令和3年			令和4年	
	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	1－3月	4－6月
合計	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6
製造業	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7
建設業	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6
卸売業	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3
小売業	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4
サービス業	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4

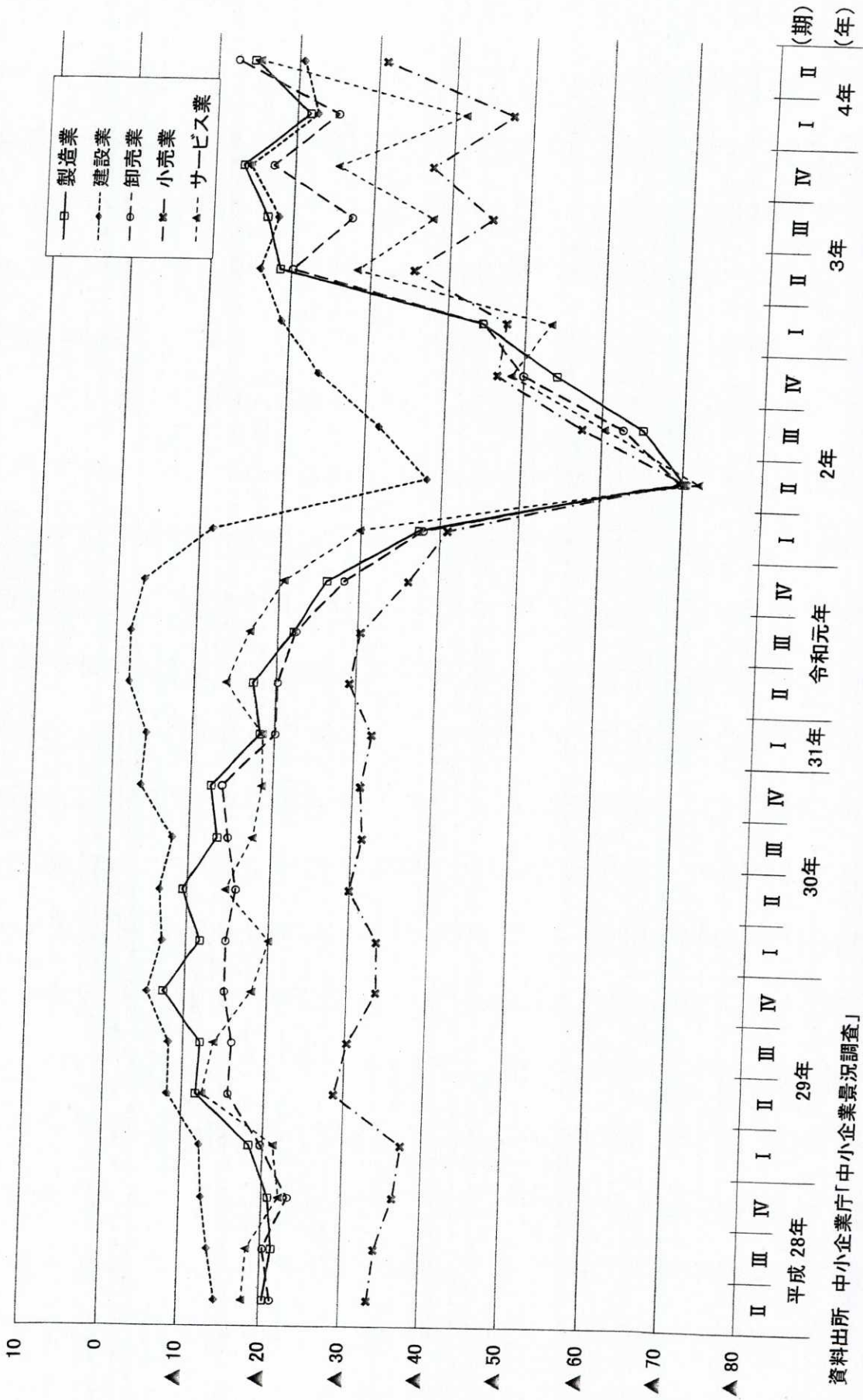
資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

- 製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下 サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- 2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)

(%ポイント)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比「好転」-「悪化」

(3) 1ヵ月又は1年単位の変形労働時間制

イ) 1ヵ月単位の変形労働時間制

1ヵ月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

1ヵ月単位の変形労働時間制を採用するためには、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにおいて以下の事項を定めることが必要です。

就業規則等の定め

- 1) 変形期間を1ヵ月以内とし、
- 2) 変形期間における法定労働時間の総枠の範囲内で、
- 3) 各日、各週の労働時間を特定する。

(例)

変形期間の暦日数	法定労働時間の総枠
31日	177時間 8分
30日	171時間25分

◆月末が忙しく、月始めが比較的暇である場合、その繁閑に合わせて労働日や労働時間を設定し、1週間当たりの平均労働時間を40時間以下とする例

2 1時間					3 5時間					3 5時間					3 5時間					5 0時間										
7時間 7時間 7時間			休休 日		7時間 7時間 7時間 7時間 7時間					休休 日		7時間 7時間 7時間 7時間 7時間					休休 日		7時間 7時間 7時間 7時間 7時間					休休 日		10時間 10時間 10時間 10時間 10時間				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
合計176時間<177.1時間																														

就業規則規定例

(始業時刻、終業時刻および休憩時間)

第〇〇条 毎月1日を起算日とする1ヵ月単位の変形労働時間制とし、所定労働時間は、1ヵ月を平均して1週間40時間以内とする。

第〇〇条 各日の始業時刻、終業時刻および休憩時間は、次のとおりとする。

日	始業時刻	終業時刻	休憩時間
1日から24日まで	午前9時	午後5時	正午から午後1時まで
25日から月末まで	午前8時	午後7時	上記に同じ

(休日)

第〇〇条 休日は、毎週土曜日および日曜日とする。

ロ) 1年単位の変形労働時間制

1ヶ月を越え1年以内の一定の期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間以下の範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間を超え、一定の限度で労働させることができる制度です。

1年単位の変形労働時間制を採用するためには、労使協定において以下の事項を定めることが必要です。

労使協定の締結

- 1) 対象期間を1か月を超え1年以内とし、
- 2) 対象期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、
- 3) 1日10時間、1週52時間以内(対象期間が3か月を超える場合、1週48時間を超える週の数について制限あり)、連続して労働させる日数の限度が6日(特定期間については1週に1日の休日確保できる日数)
- 4) 対象期間における労働日及び当該労働日ごとの労働時間を特定するとともに、
- 5) 労使協定の有効期間を定める

(例:変形労働期間1年の場合)

暦日数	法定労働時間の総枠
366日	2091.4時間
365日	2085.7時間



この協定を所轄の労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

1日8時間の所定労働時間の場合
1日の労働時間を変えず、月2回の週休2日制に加え、国民の祝日、年末年始の休暇などを休日とすることにより1週間当たりの平均労働時間を40時間以下とする例

(平成17年の場合)

- (1) 休日:
- 毎週日曜日、第1・3土曜日
 - 国民の祝日、年末・年始等

(2) 労働時間:1日8時間

月	週休日	国民の祝日等	その他の休日	合計
1	7日	元日(ただし第1土曜日)、成人の日	1日 年始休暇	2日 10日
2	6日	建国記念の日	1日	7日
3	6日	春分の日(ただし日曜日)	0日 振替休日	1日 7日
4	6日	みどりの日	1日 GW休暇	2日 9日
5	7日	憲法記念日・国民の休日・こどもの日	3日 GW休暇	2日 12日
6	6日		創立記念日	1日 7日
7	7日	海の日	1日	8日
8	6日		お盆休暇	5日 11日
9	6日	敬老の日 秋分の日	2日	8日
10	7日	体育の日	1日	8日
11	6日	文化の日・勤労感謝の日	2日	8日
12	6日	天皇誕生日	1日 年末休暇	3日 10日
合計	76日		13日	16日 105日

※

(1週間当たりの労働時間の計算方法)

- ※
- (1) $365日 - 105日 = 260日$ (年間労働日)
 - (2) $260日 \times 8時間 = 2,080時間$ (年間労働時間)
 - (3) $2,080時間 \div 7日 \div 365日 \div 39.89時間$ (1週間当たりの労働時間) $< 40時間$

1週間当たりの労働時間は39.89時間(時計時に直すと39時間53分)ですから、40時間をクリアしています。

(就業規則規定例)

第〇条 1年単位の変形労働時間制の労働日ごとの所定労働時間は8時間とし、始業・終業の時刻および休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻:午前8時 終業時刻:午後5時

休憩時間:正午から午後1時

(休日)

第〇条 休日は、1週間の労働時間が1年を平均して40時間以下となるよう労使協定で定める年間カレンダーによるものとする。

(労使協定例)

第1条 平成〇〇年1月1日から平成〇〇年12月31日までの1年間の勤務時間については本協定の定めるところによるものとする。

第2条 前条の期間中における各日の所定労働時間は8時間、始業の時刻は午前8時、終業の時刻は午後5時とする。なお、休憩時間は正午から午後1時までとする。

第3条 第1条の期間中における休日は、毎日曜日、別に定める休日表により休日と定める土曜日、国民の祝祭日(祝日が日曜日と重複するときは翌月曜日)、年末・年始休暇、ゴールデンウィーク休暇、お盆休暇および創立記念日とし、1週間の所定労働時間が1年を平均して40時間以下となるように労使協定で定める別紙年間カレンダーのとおりとする。

第4条 第2条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、賃金規定第〇条に基づき時間外手当を支払う。

第5条 妊娠中または産後1年以内の女性従業員が請求した場合は、本協定はその女性従業員には適用しない。

第6条 育児を行う者、老人などの介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

ご不明な点につきましては、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

週40時間労働制 | 戻る

[ホームページへ](#) | [主な制度紹介](#)

令和4年7月19日(火)13時～

於 東京労働局1-1会議室(11階)

第3回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 委員からの追加要望資料

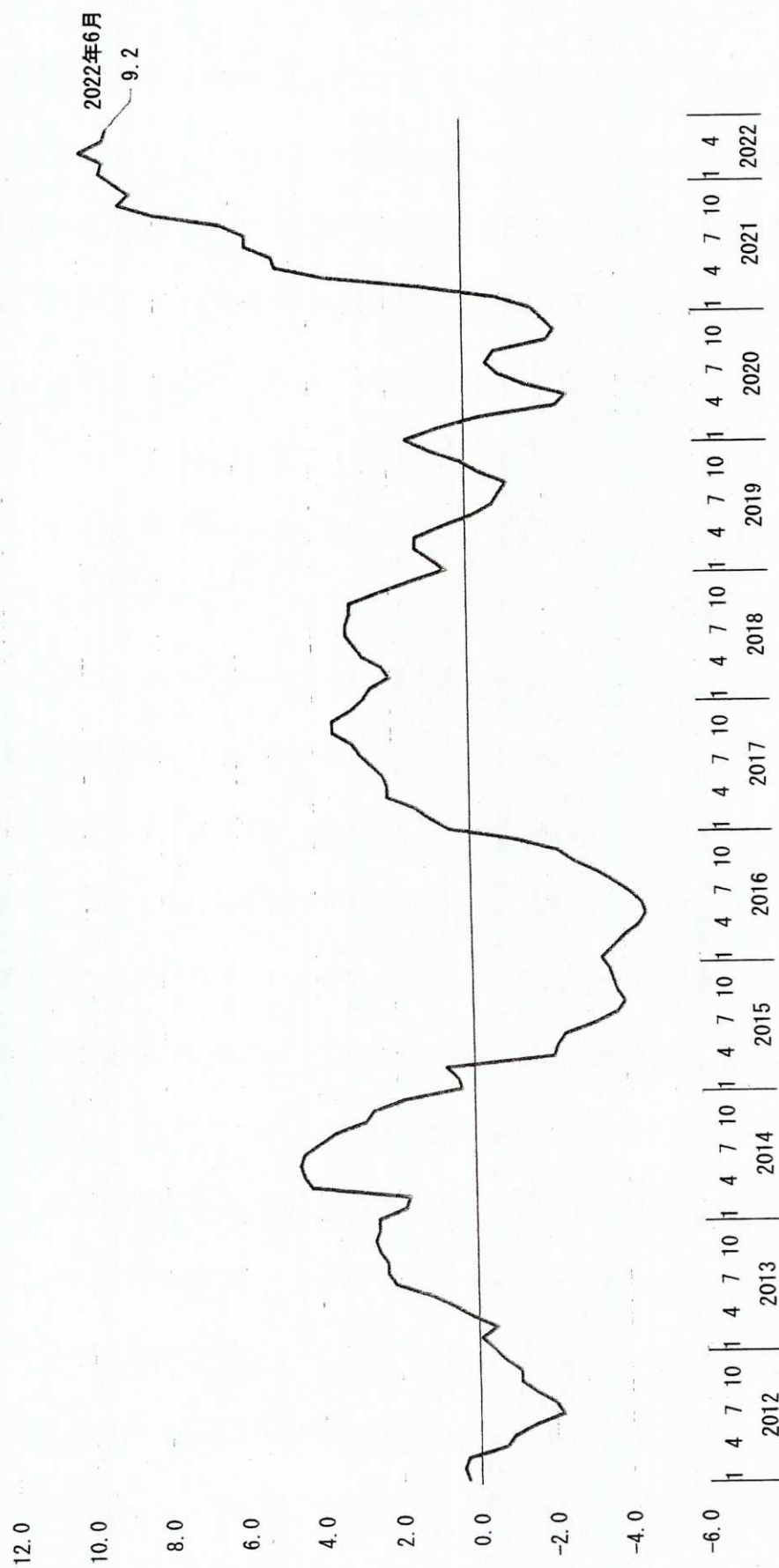
以上

委員からの追加要望資料

国内企業物価指数(前年同月比)の推移

○ 国内企業物価指数については、2022年に入ってから前年同月比で9%を超える水準で推移している。

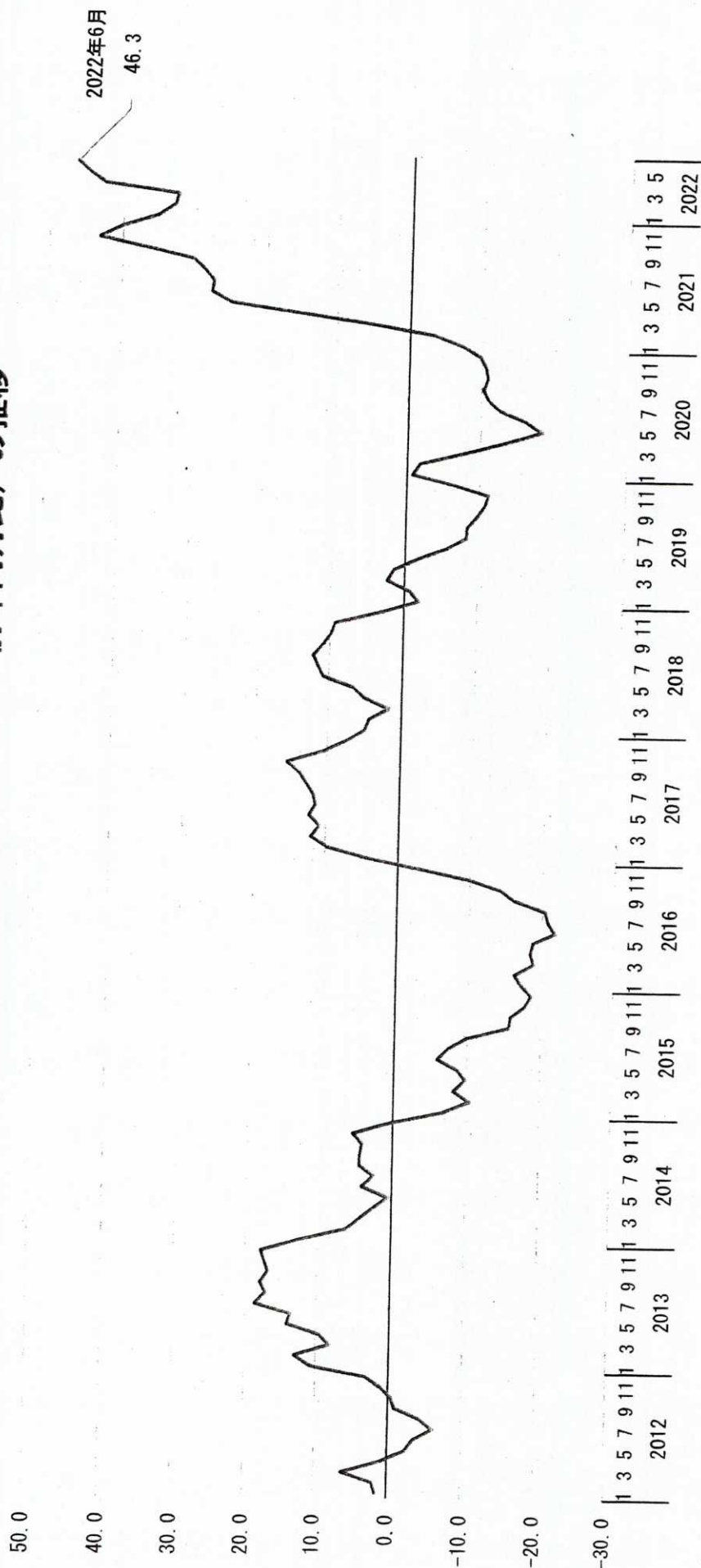
国内企業物価指数 (前年同月比)



輸入物価指数(円ベース・前年同月比)の推移

○ 輸入物価指数については、2022年に入ってから円ベース・前年同月比で30%を超える水準で推移している。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2022年6月は速報値。

令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,861 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

（うち、令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

第4表

（円、％）

性 就業 形態	産業計	製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額		賃金上昇率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月		R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ランク																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</

（資料注）第4表①、②の集計労働者30,533人のうち、本表の集計対象となる令和3年6月と令和4年6月の両方に在籍していた労働者は25,609人（83.9%）。

令和4年7月25日（月）15時～
於 中野サンプラザ（15階）

第4回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

参考資料 No.1 足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

参考資料 No.2 主要統計資料（更新部分のみ抜粋）

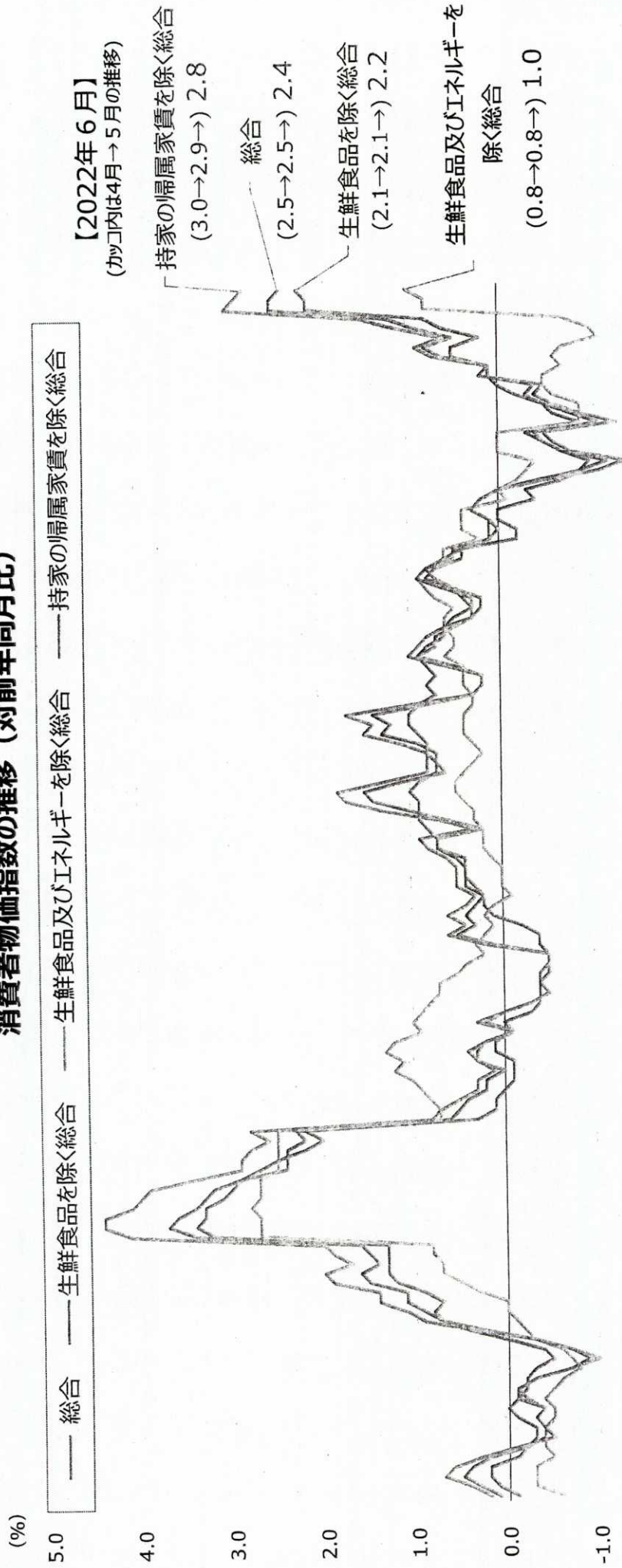
以上

足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋) (新型コロナウイルス感染症・消費者物価の動向を含む)

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2022年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.4%、「生鮮食品を除く総合」は+2.2%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+1.0%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+2.8%となっている(いずれも対前年同月比)。

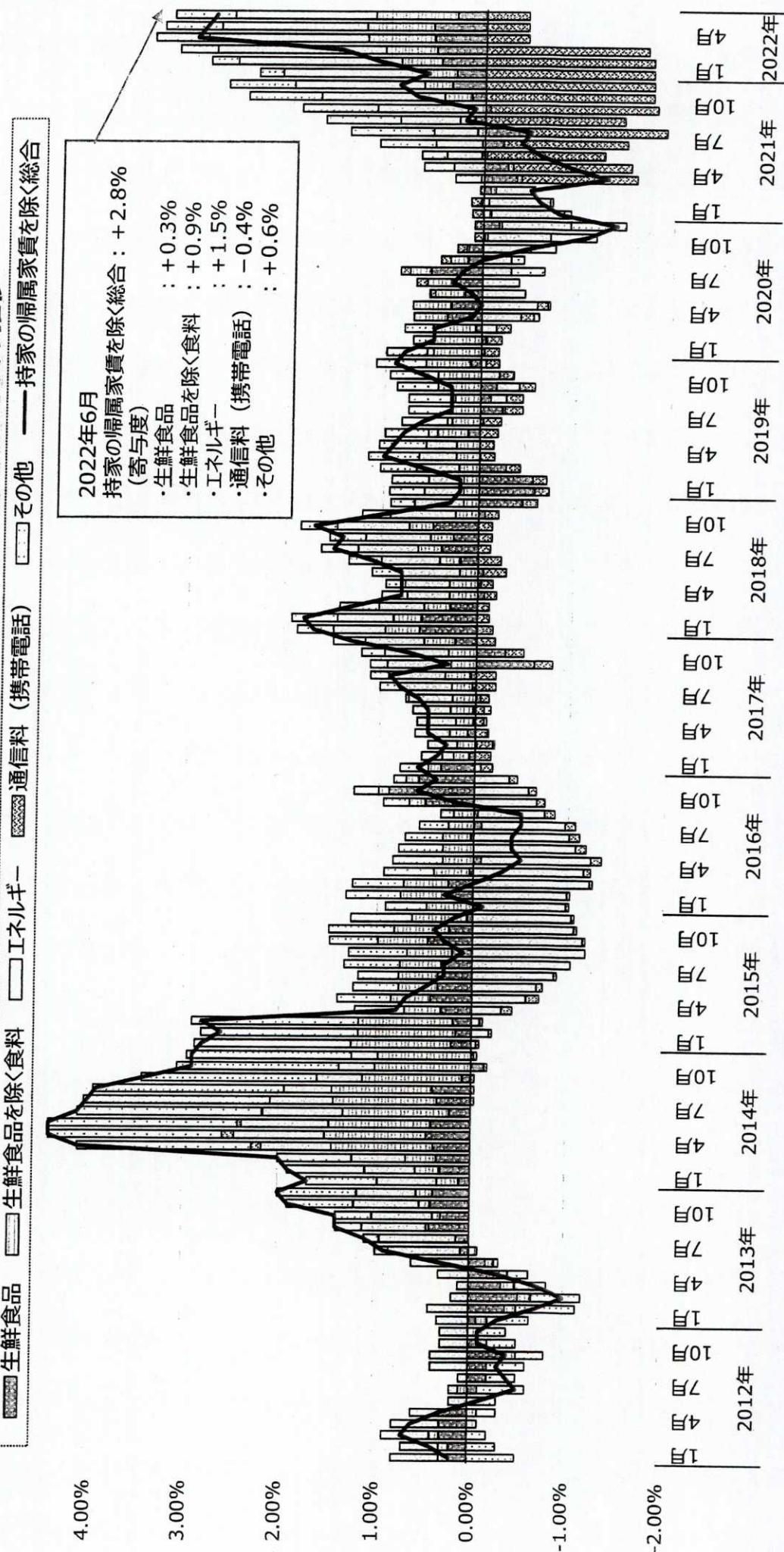
消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2022年6月に+2.8%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、食料品及びエネルギーの寄与度が大きくになっている。

消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



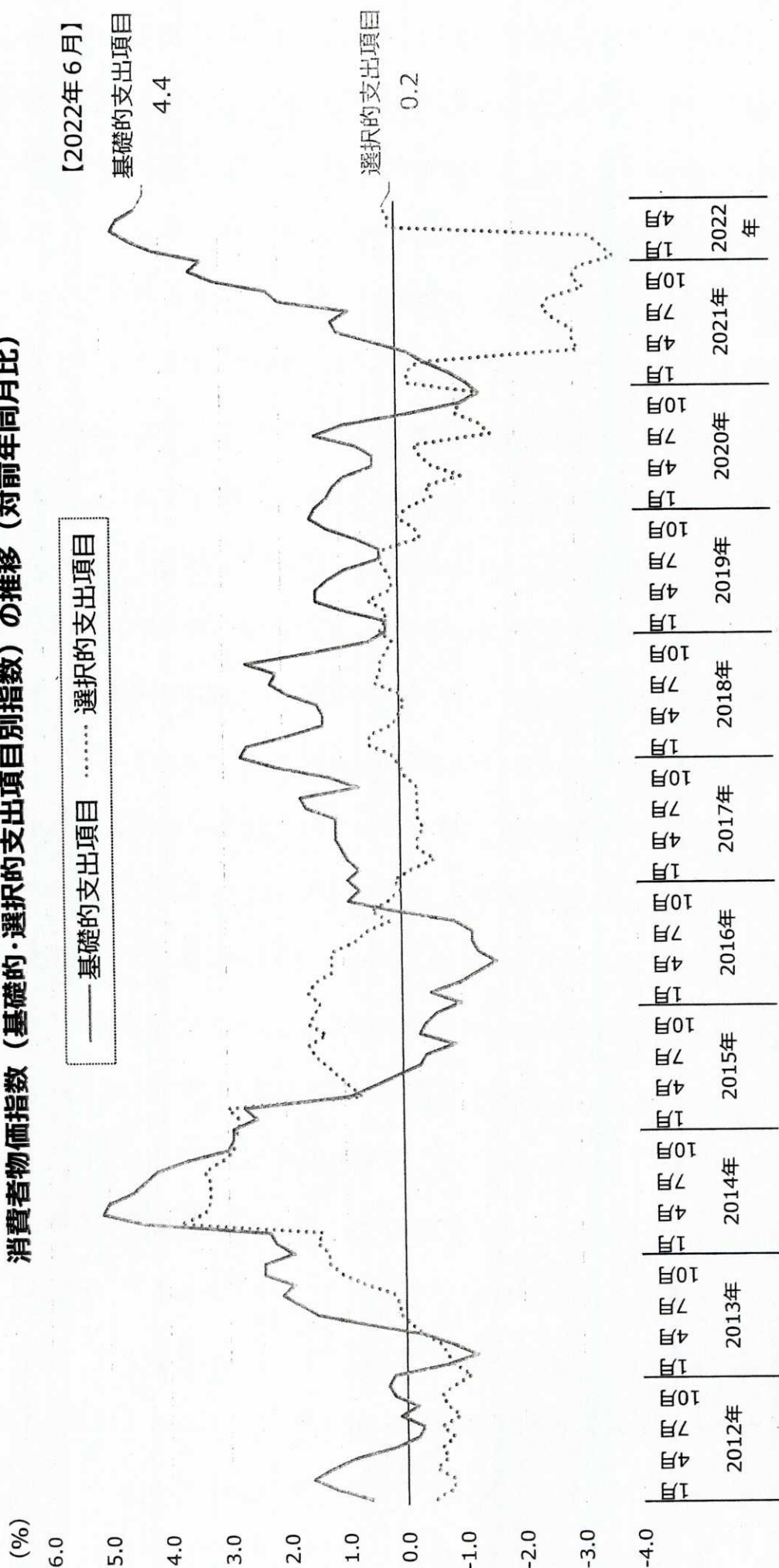
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト」× (当月の当該項目の指数 - 前年同月の当該項目の指数) / 前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数により算出。
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」(対前年同月比)を見ると、2022年6月では、「基礎的支出項目」は+4.4%である一方、「選択的支出項目」は+0.2%となっている。

消費者物価指数（基礎的・選択的支出項目別指数）の推移（対前年同月比）



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 基礎的支出項目 (必需品的なもの) とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

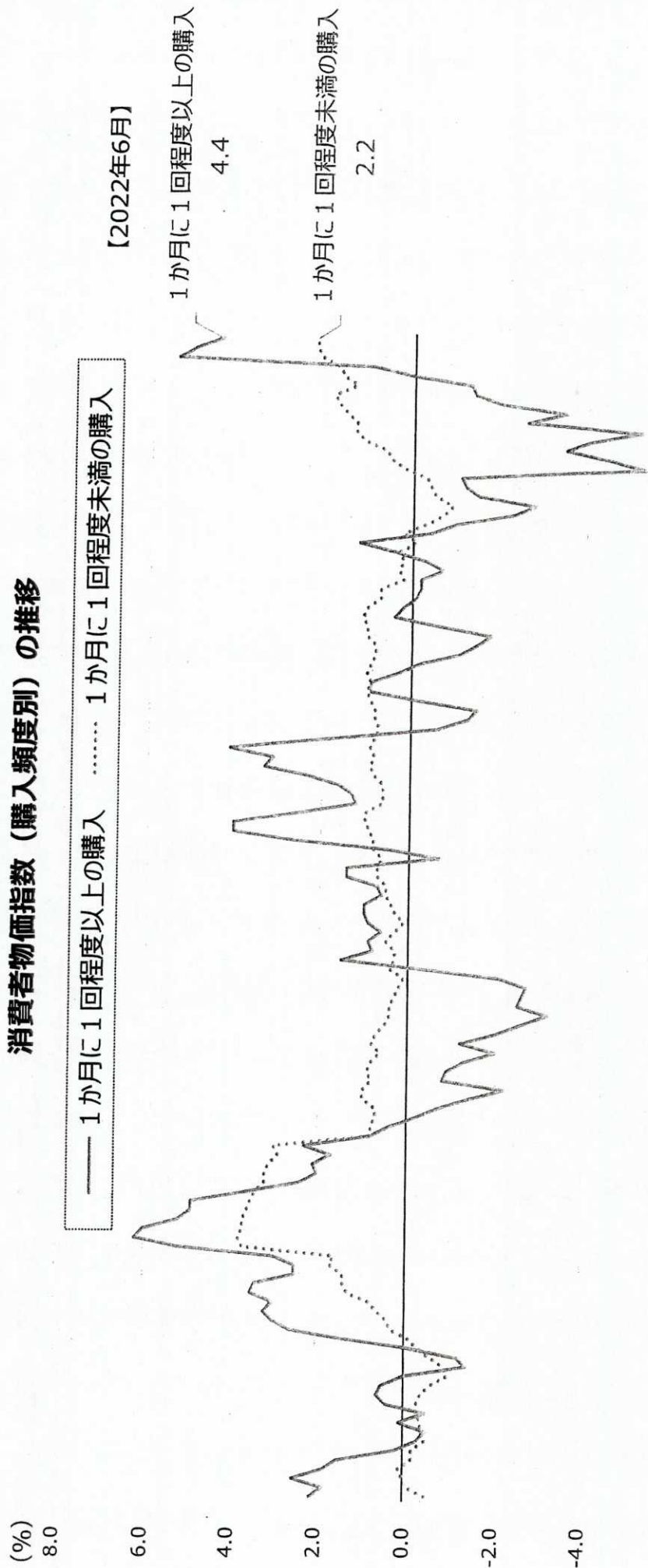
2. 選択的支出項目 (贅沢品のなもの) とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

3. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス (支出項目) が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」(対前年同月比)を見ると、2022年6月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.4%、「1ヶ月に1回程度未満の購入」は+2.2%となっている。



2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	年
1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	1月	
4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	4月	
7月	7月	7月	7月	7月	7月	7月	7月	7月	7月	7月	
10月	10月	10月	10月	10月	10月	10月	10月	10月	10月	10月	

(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したものである。
2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

主要統計資料(更新部分のみ抜粋)

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年						(参考) 令和4年 1月～6月 の各ランク の平均
		0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国												0.6	1.1	1.5	3.0	2.9	2.8	1.88
Aランク	△ 0.1	0.4	3.1	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	1.2	0.7	△ 0.1	△ 0.6	0.4	1.0	1.3	3.0	2.9	2.7	1.82
Bランク	0.0	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	1.2	0.5	0.0	△ 0.4	0.5	1.0	1.4	2.8	2.7	2.5	1.75
Cランク	△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	1.2	0.6	0.0	△ 0.2	0.4	0.8	1.2	2.7	2.7	2.7	1.77
Dランク	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	0.3	0.7	1.1	2.9	2.8	2.8	

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、各年における適用ランクである。

5 消費者物価指数等の推移 (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

ランク	都道府県 (注1・2)	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年						(単位: %)
		△ 0.5 0.1 0.0 0.3 0.5 0.2	0.2 0.5 0.3 0.2 0.8 0.6	3.0 3.0 2.9 3.2 3.4 3.3	1.0 1.1 1.2 1.2 1.0 1.4	△ 0.1 △ 0.2 △ 0.1 △ 0.4 △ 0.3 0.0	0.3 0.1 △ 0.4 0.4 0.6	1.1 1.2 0.9 1.1 1.1 1.0	0.9 0.9 0.6 0.1 0.7 0.8	0.1 △ 0.2 △ 0.1 △ 0.3 △ 0.3 △ 0.1	△ 0.3 △ 0.4 △ 0.9 △ 0.4 △ 0.6 △ 0.8	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
												0.7 0.5 △ 0.4 0.7 0.0	1.1 1.2 0.8 0.9 1.2 0.7	1.5 1.7 1.0 1.4 1.6 1.1	2.9 3.1 2.9 2.9 3.2 2.9	2.9 2.9 2.7 2.8 3.1 2.5	2.8 2.6 2.7 2.6 3.1 2.8	
Aランク	東京都	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	0.7	1.1	1.5	2.9	2.9	2.8	
	神奈川県	△ 0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.2	△ 0.4	0.8	1.2	1.7	2.3	2.9	2.6	
	大阪府	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	0.1	0.9	0.6	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.4	1.0	1.0	2.7	2.7	2.6	
Bランク	愛知県	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.1	△	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	0.4	1.4	1.6	2.9	3.1	2.7	
	埼玉県	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	0.7	1.2	1.4	2.9	2.9	2.8	
	千葉県	0.2	0.6	3.3	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	0.0	0.7	1.1	2.5	3.2	2.4	
Cランク	東京都	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.7	0.8	1.5	1.5	3.1	2.9	2.7	
	神奈川県	△ 0.2	0.6	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	△ 0.8	△ 0.8	0.2	1.1	1.2	2.7	2.3	2.2	
	大阪府	0.5	0.3	3.5	1.8	△ 0.3	0.8	1.2	0.3	0.0	△ 0.7	0.5	1.7	1.0	2.5	2.8	2.6	
Dランク	滋賀県	0.4	0.6	3.9	1.0	△ 0.4	0.6	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.5	0.1	1.3	0.8	3.0	3.0	1.8	
	京都府	△ 0.3	0.0	2.9	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	0.9	△ 0.5	△ 0.1	0.3	1.5	1.3	2.6	2.6	2.3	
	奈良県	0.6	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.1	1.1	0.9	3.0	2.8	2.9	

資料出所 総務省「消費者物価指数」
(注) 1 数値は、都道府県庁所在地都市のものである。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

